

【2023年2月18日理事会審議事項】

選手強化委員会

2023年度 アスリートパスウェイ要綱

第1条 目的

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センターが定義する「日本版FTEM」と連動し、アスリートの成長を育成の過程に合わせてアスリート育成パスウェイを作成し、アスリートの育成を行う。競技の普及・発掘・育成・強化を連動した形にて推進すると同時に、一貫した考え方の元、目的と立ち位置を明確にしていく
2. 日本ライフル射撃協会選手強化委員会として、選手自身の成長を促進し国際的に活躍できる選手を強化していく

国際基準レベルの選手の強化とともに、若手選手の強化を行い、選手層を厚くしていくことを目的とする
ワールドカップ・世界選手権で入賞以上、オリンピックでメダル獲得を目指す選手強化を行う

3. 強化指定選手・ナショナルチーム選手は、日本代表選手として、ふさわしい国際的競技力と優れた人間力及び品位を兼ね揃えた選手でなければならない
4. 本要綱は、強化指定選手の指定ならびに選手強化事業等に関して必要な事項を定めるものである
5. 海外派遣に関しては、別紙「2023年度 国際大会・海外派遣選手選考要綱」にて定める

第2条 定義

1. この要綱で使用する用語の定義を次のように定める

1) カテゴリー (JSCの日本版FTEMと連動)

Foundation (F1・F2 身体活動／活動的な生活習慣 , F3 スポーツへの参加)

F1	①	基本的動作の習得と習熟	ノービスカテゴリー (小学生)
F2	②	動作の獲得と洗練	13歳から18歳 (中学・高校生)
F3	③	スポーツ／競技大会への専念	13歳から23歳 (中学・高校・大学生)

Talent (T1～T4 国際競技力の強化)

T1	④	スポーツタレントの検証顕在化／クラス分け	13歳から23歳までの選手を対象
T2	⑤	スポーツタレントの検証	T1選手を対象とした検証
T3	⑥	練習と到達	ユース強化選手 (～17歳以下) *2
			ジュニア強化選手 (～20歳以下) *2
T4	⑦	躍進と称賛	強化選手U29 (～29歳以下) *1

Elite (E1～E3 国際競技力の強化)

E1	⑧	シニア代表	強化指定選手 *2
E2	⑨	実績	強化指定A選手 *3
E3	⑩	成功	強化指定S選手 *4

Mastery (国際競技力の強化)

M	⑪	持続的な成功	国際大会において4年連続で入賞およびメダル獲得の実績
---	---	--------	----------------------------

*1 29歳以下の選手で委員会に指名されたもの

*2 強化指定選手ランキング5位以上の選手 (4月1日と10月1日に指定する)

*3 強化指定A基準点をクリアした選手 (種目にて即時内定。翌半期末まで指定)

*4 2022.4.1以降のQP獲得の選手、世界選手権で8位入賞以上・ワールドカップメダル獲得

* 上位カテゴリーの基準点をクリアした選手は上位カテゴリーの資格を得る

2) JOCエリートアカデミー

JOCエリートアカデミーを実施する。エリートアカデミーは、T1からT3の部分にて、選抜されたアスリートをナショナルコーチの指導の下T4以上への強化を集中的に実施できる強化プログラムとして位置している

3) ナショナルチームカテゴリー

- ユースナショナルチーム ユース種目で海外派遣試合へ出場する選手で編成する
- ジュニアナショナルチーム ジュニア種目で海外派遣試合へ出場する選手で編成する
- ユニバナショナルチーム ワールドユニバシティゲームズへ出場する選手で編成する
- ナショナルチーム シニア日本代表として海外派遣される選手で編成する

★ 派遣年齢は、大会参加初日にその年齢に達していないもの

★ 全てのカテゴリー選手はオリンピックでのメダル獲得を目標とする選手

★ 全てのカテゴリーは国際大会で入賞以上を目指すことを目的とし強化を行う選手

★ 日本ライフル射撃協会会員であること

3) 強化スタッフは、選手強化委員会委員及びカテゴリー・ナショナルチームの技術的サポート、医科学情報戦略サポート等を担当する者をいう

第3条 チーム編成

1. チーム編成は、ハイパフォーマンスディレクター、ナショナルヘッドコーチ、ナショナルチームコーチ、ナショナルチームスタッフ、指定選手、指定スタッフ、その他選手強化委員会が認めた者をもって構成する

2. 各カテゴリー・ナショナルチーム選手は、選手強化委員会の管理、監督下に置く

チーム編成の年度は、4月1日から翌年3月31日までの協会活動年度を基本とする

3. FTEMの各段階に担当責任者・コーチを置き、選手強化委員会の方針の元、発掘・育成・強化を行う

1) 選手強化委員長は全てを統括する

2) F1～T2までを「発掘育成部門」、T3～Mまでを「強化部門」が担当する

3) 発掘育成部門と強化部門にそれぞれ担当する副委員長を配置する

4) 2つの部門の中に部会を設置し、担当する部会長を配置する

5) 海外派遣の代表監督、担当コーチ、スタッフは強化部門の委員会メンバーから選抜する

6) 強化担当コーチは、JRSF認定コーチの中から、強化部門が選抜し「NFコーチ」として指名する

7) 発掘育成担当コーチは、JRSF認定コーチで全国8ブロックに「発掘育成コーチ」として指名して配置する

8) 発掘育成部門は日ラ加盟団体(都道府県協会・学連・高校部会)と連携し、地域のタレント発掘の状況を把握しながら、T3選手への引き上げを行う

9) 発掘育成部門はT1の評価基準を設定し、F3の選手の定期的なオーディションを実施する

10) 発掘育成部門はT1で選抜された選手(T2)に対し、加盟団体と連携しT3選手への引き上げを行う

第4条 対象種目

1. 強化指定選手の対象とする競技種目は、パリ2024の実施種目とする

<ライフル>4種目

(1) 10m 男子エアライフル(AR60)及び女子エアライフル(AR60W)

(2) 50m 男子ライフル3×20(R3PM)及び女子ライフル3×20(R3PW)

<ピストル>4種目

(1) 10m 男子エアピストル(AP60)及び女子エアピストル(AP60W)

(2) 25m 男子ラピッドファイアピストル(RFP)及び女子ピストル(SP)

第5条 カテゴリーごとの認定選手

1. 共通条件

- ・日ラ会員であること
- ・日ラ公認試合へ出場していること(記録は全て日ラ公認試合から採用する)
- ・年齢は誕生日を基準とする。国際大会の場合、試合第1日目にその年齢に達していないものとなる

2. F1からF3については、認定しない

- ・F3の選手の自己申告(申請)によりT1の選抜を行う

3. T1 13歳から23歳までの中学生、高校生、大学生、社会人

- ・国際大会の出場を目指し、日本代表選手としての人格を有する選手
- ・カテゴリー別基準点B(第8条)を過去1年間の試合で2回以上記録している選手

4. T2 13歳から23歳までの中学生、高校生、大学生、社会人

- ・T1において選手強化委員会が指定するオーディションに参加し、評価を受けて合格した選手
- ・カテゴリー別基準点A(第8条)を過去1年間の試合で1回以上記録している選手は、オーディションが免除される

5. T3 ユース強化選手(17歳以下)

- ・T2において定期的に評価(ナショナルタレントハブ、中央合宿など)を行い、委員会が指名した選手
- ・強化指定選手ランキングでユース区分にて5位以上の選手
- ・AR, APを所持している選手

6.T3 ジュニア強化選手(20歳以下)

- ・強化指定選手ランキングでジュニア区分にて5位以上の選手
- ・当該種目の銃を所持している選手もしくは省庁銃で競技を行う選手

7.T4 強化選手U29

- ・強化指定選手ランキングにて29歳以下の選手で委員会に指名されたもの

8.E1 強化指定選手

- ・強化指定選手ランキング5位以上の選手(4月1日と10月1日に指定する)

9.E2 強化指定A選手

- ・強化指定A基準点をクリアし、その試合を含む強化指定ランキング5位以上の場合指定する

6位以下の場合、翌半期末までの間に5位以上になった場合指定する

なおWC・世界選手権で8位入賞し、その試合を含めた強化指定ランキング5位以上であれば指定する

(即時内定。内定時から翌半期末まで指定)

10.E3 強化指定S選手

2022年4月1日以降、QP獲得の選手、世界選手権で8位入賞以上・ワールドカップメダル獲得

(即時内定。2024年3月31日まで指定)

11.M 強化指定S選手

4年連続で国際大会において入賞及びメダル獲得の実績が有る選手

★T1,T2認定手順

- ①T1,T2指定必須条件をすべて満たしている選手本人(未成年の場合は保護者・指導者からの提出も可)からの申請により、選手強化委員会が条件を確認し、カテゴリー別に認定する。
- ②認定期間は2023年4月1日から2024年3月31日とし、入れ替えは行わない。
- ③Googleフォームにて申請する。 リンクができ次第公表します
- ④2022年度指定済の育成アスリートは2023年9月末まで指定が継続される。

その他のカテゴリーに関しては選手強化委員会が条件を確認し発表する

★ ユース・ジュニア強化選手(T3)・強化選手U29(T4)・強化指定選手は、NTCイースト射撃場での個人練習を認める。ただし、4月・10月に入れ替えを行う。

2022年3月末までに指定された育成アスリート選手は、2024年3月末まで個人練習を認める

国際試合に選考された選手も試合終了まで使用を認める

NTCへの個人負担での宿泊は今年度は行わない。

個人練習ができる日程は別途定める

第6条 強化指定ランキング

1. 強化指定ランキングは、強化指定選手認定のための指定対象試合(国際大会及び国内試合)での競技成績を下記の方法で算定する

<強化指定ランキング算定方法>

強化指定選手認定のための指定対象試合での本選点数を元に、下記の通りポイント換算する

(国内試合は本選点数を採用する)

国際試合も本選点数を採用するが、本選出場できなかった場合予選点数を採用する)

(例580点→580ポイント)

(1)ポイント獲得時には、獲得ポイントに以下の係数を掛け合わせる

- ・世界選手権で8位以上入賞した選手は係数 [1.013]
- ・ワールドカップ・GRANDPRIX・ジュニアWC・ジュニア世界選手権・アジア大会・アジアエアガン・アジア選手権で8位以上入賞した選手は係数[1.01]
- ・上記以外及び国内試合は係数 [1]

(2)ポイント獲得年度の翌月1日を基準とし、基準から1か月経過するたびに、上記のポイントに[0.999]を掛け合わせる

(3)上位3つのポイントを合計しランキングを作成する

★ 試合ごとのポイントを小数点第三位で四捨五入する

★ 合計が同ポイントの場合での順位は、直近の試合でのポイントが高いものを上位とする

★ なお、すでに実施済みの3×40競技の点数は、1/2のポイントとする

強化指定ランキングは、協会ホームページで公表する

第7条 強化指定選手選考 指定対象試合

1. 強化指定選手認定のための指定対象試合は下記のとおりとする

(国内試合は本選点数を採用する

国際試合も本選点数を採用するが、本選出場できなかった場合予選点数を採用する)

<ライフル選考対象試合>

・2023年度 アジア大会・WC・GRANDPRIX・世界選手権・アジアエアガン・アジア選手権

・2023年度 各海外派遣選考記録会、強化指定選手選考記録会

・2023年度 全日本高等学校ライフル射撃選手権大会、全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会、東西日本(ARでジュニア選手のみ)

・2023年度 全日本選手権

・2023年度 全日本選抜

<ピストル選考対象試合>

・2023年度 アジア大会・WC・GRANDPRIX・世界選手権・アジアエアガン・アジア選手権

・2023年度 各海外派遣選考記録会、強化指定選手選考記録会

・2023年度 全日本高等学校ライフル射撃選手権大会、東西日本(APでジュニア選手のみ)

・2023年度 全日本選手権

・2023年度 全日本選抜

※海外留学等、海外で活動している選手の指定対象試合については、事前に申請を行い大会規模や条件が同等と認められれば指定を行える

その他協会が派遣を行った国際試合も指定される

★ ジュニア選手・ユース選手も強化指定選手ランキングを使用する。2022年度の育成NT選考会、全国高校選手権、全国高校選抜、東西日本(ジュニア選手)をランキングに反映する

第8条 基準点

基準点については、下記の点数とする

<ライフル>

A基準点 AR60/AR60W 628.4 R3PM/W 588/586

B基準点 AR60/AR60W 626.6 R3PM/W 586/584

<ジュニア>

A基準点 AR60/AR60W 624.0 R3PM/W 577

B基準点 AR60/AR60W 618.0 R3PM/W 572

<ユース>

A基準点 AR60/AR60W 620.0

B基準点 AR60/AR60W 614.0

<カデット>

基準点 AR60/AR60W 600.0

<ピストル>

A基準点 AP60/AP60W 581/577 RFP/SP 584/584

B基準点 AP60/AP60W 578/573 RFP/SP 577/581

<ジュニア>

A基準点 AP60/AP60W 563 RFP/SP 560/560

B基準点 AP60/AP60W 545

<ユース>

A基準点 AP60/AP60W 560

B基準点 AP60/AP60W 530

<カデット>

基準点 AP60/AP60W 518

第9条 強化合宿への参加に関して

1. 予算の関係にて参加範囲を変更する場合もある
2. ナショナルチームコーチが指名する将来が期待できる若手選手(29歳以下)を、選手強化委員会が予算の範囲内で参加要請することができる
3. 8ブロックを基本としたFoundation 各都道府県での発掘育成、Talent T1,T2のブロック育成事業をおこなう

第10条 強化指定選手及びナショナルチーム選手の行動規範

1. 強化指定選手及びナショナルチーム選手は、本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない
2. 強化指定選手及びナショナルチーム選手が、日本代表としてふさわしい行動をとらなかった場合及び以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止する
 - (1) 正当な事由がなく無断で強化指定選手合宿を欠席したもの
 - (2) 選手強化委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したもの
 - (3) 選手強化ならびにナショナルチームの目的に反する行動を取り、選手強化委員会の是正に応じないもの
 - (4) 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したもの
 - (5) ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたもの

第11条 要綱の改正等

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得なければならない
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合は選手強化委員会が判断し、理事会に報告する

付則

1. 本要綱は、2023年2月18日理事会で承認され、2023年4月1日より適用される